

湯浅町特産物流通物販センター指定管理業務仕様書

1. 目的

この仕様書は、湯浅町特産物流通物販センター設置及び管理運営に関する条例（以下「設置管理条例」という。）に定めるものの他、指定管理者が行う業務の内容について定めることを目的とする。

2. 基本的な考え方

- （1）湯浅町特産物流通物販センター（以下「当施設」という。）は、湯浅町（以下「町」という。）の特産物である醤油、金山寺味噌等の加工食品、有田みかんをはじめとする柑橘類、アジ・サバ・しらすといった海産物の流通促進と町を訪れる観光客の受入れ、満足度向上に資することを目的に設置されたものであり、この設置理念に基づき管理、運営を行うこと。
- （2）設置管理条例、その他関係法令の規定に従い、適切に管理、運営を行うこと。
- （3）当施設利用者の安全を第一に、サービスの向上、事業内容の充実を図ること。
- （4）効率的、効果的な管理を行い、経費の削減に努めること。

3. 施設の概要（平成 30 年 4 月開設）

施設名称	湯浅町特産物流通物販センター
施設所在地	和歌山県有田郡湯浅町湯浅 2708 番地 5
施設概要	施設内容：特産物流通、観光案内 構 造：鉄骨造二階建て 延床面積：338.1 m ²

4. 施設開館時間等

開館時間：10 時から 17 時

※ただし、町と協議し変更することは可とする。

入 館 料：無料

休 館 日：毎週水曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日

に当たる場合は、その翌日）及び12月29日から翌年1月3日まで

5. 係員の配属等

(1) 係員の配属

指定管理者は、管理業務を円滑且つ的確に行うため、適切な係員を配置することとし、指定管理者の責任において実施する

(2) 係員に対する責任

指定管理者は、業務処理にあたる係員に対して労働関係法令における全ての責任を負うものとする。

(3) 係員の健康管理

指定管理者は、係員の健康管理に努めるものとする。

6. 業務内容

(1) 管理業務に対する基本姿勢

指定管理者は、円滑な業務遂行のため、常に町との連絡調整を密に行うこと。

(2) サービス提供等業務

- ①特産物の流通物販に関する業務
- ②観光情報の発信及び観光案内業務
- ③その他自主事業

(3) 施設維持管理業務

- ①電気・水道設備管理業務
- ②消防設備保守管理業務
- ③空調設備保守管理業務
- ④昇降機保守管理業務
- ⑤その他施設付帯設備の保守管理業務
- ⑥施設管理上必要と考えられる清掃等の衛生管理業務及び警備並びに防災業務

(4) 報告業務

- ①当該年度終了後、次年度5月30日までに事業報告書を提出すること。
- ②その他町が必要とする報告書を提出すること。

7. 経費等について

- (1) 施設の管理に関する経費について、建物の保険料を除き、全て指定管理者の負担とする。ただし、施設の改修、修繕等については、内容により町と協議の上、決定することとする。
- (2) 町が指定管理者に支払う指定管理料は0円とする。
- (3) 販売収入を含む指定管理者の収入から経費を差し引いた剰余金については、指定管理者が任意に処分できるものとする。

8. 備品・消耗品等の所有権

町所有の備品については、指定管理者に貸し付けることとするが、その使用及び保管に十分注意すること。なお、指定管理者が自費により購入又は搬入した備品等については、台帳を整備した上で指定管理者の所有とする。

9. 指定管理者と町の責任区分

責任分担の基本的な考え方は、次のとおりとする。詳細については、協定書の締結時に定めるものとする。

項 目	指定 管理者	町	備考
施設、設備、備品等の維持管理	○		
施設の利用・使用許可	○		
施設の修繕等	○		内容により協議
事故・火災等による施設の損傷 及び被災者に対する責任	○		第1次責任は指定管理者が有する
施設に対する各種保険の加入		○	全国町村会総合賠償補償保険、火災保険
上記以外の各種保険の加入	○		
個人情報の保護	○		指定管理者の責めに帰すべき事由の場合
包括的管理責任		○	

10. 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

11. その他

- (1) 協定の解釈について疑義が生じた場合、又は協定の定めのない事項が生じた場合は、町と指定管理者で誠意をもって協議することとする。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、町は指定を取り消すことができる。この場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、次期指定管理者が円滑且つ支障なく管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。
- (3) 災害その他の不可抗力等、町及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について通知することにより協定を解除することができる。